

事故防止マニュアル

令和3年1月

松戸市こども発達センター通園施設

1 事故発生防止のために

保育・療育の提供による事故防止のために、子どもの発達や障がいの特性を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために、職員の共通理解や体制づくりをするとともに、家庭の協力のもとに安全指導を行う。

① 安全な保育・療育環境を確保するための配慮

子どもの発達、障害の特性（発達、障害の特性に伴う危険など）、場所（保育室、遊戯室、トイレ、廊下、出入り口などにおける危険など）、活動内容（遊具遊びや活動に伴う危険など）に留意し、事故発生防止に取り組む。

② 職員の資質の向上

すべての職員が緊急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED、エピペンの使用など）、事故発生時の対処方法の研修を通して、職員の質の向上に努める。

③ 緊急時の役割分担、連絡体制の整備

事故発生時の指示系統については、センター長、館長、施設長、責任者、看護師、クラスリーダー、担任など、順位をつけて明確にするとともに、事故発生時の役割分担を決め、事務室の見やすい場所に掲示する。

また、各職員の緊急連絡網、医療機関・関係機関（千葉県健康福祉部障害福祉事業課療育支援班、警察等）の一覧、保護者への緊急連絡先の一覧、119番通報時の伝えるべきポイントを作成し、事務室などの見やすい場所に掲示する。

④ 子どもや保護者への安全教育

子どもの発達や障がいの特性に応じた方法で、安全や危険の認識がつけられるように働きかけ、事故発生時の約束事や行動の仕方について、保護者に理解してもらうように努める。

また、家庭における保護者の行動や支援により、子どもが安全な生活習慣を身に付けることができるように保護者と連携を図る。

⑤ 施設等の安全確保に関するチェック

通園施設、健康福祉会館の設備について、安全点検チェック票を日々チェックするとともに、玩具の提供の精査を定期的にチェックし、その結果に基づいて問題のある箇所については速やかに改善を行い、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。

2 事故発生時の対応

事故発生直後は、事故に遭った子どもの応急措置を行ったうえで、施設長その他の職員と連絡を取り、緊急時の役割分担に基づいて対応する。

また、重大事故発生時には、「重大事故発生時の段階的な対応」に基づき、迅速に対応する。

「重大事故発生時の段階的な対応」

	項目	対応方針
①	事故発生直後	心肺蘇生、応急措置、119 番通報(状況により、直ちに 119 番通報) 事故の状況を的確に把握(けが人、現場、周囲の状況等) ※職員は事故の状況や子どもの様子に動揺せず、子どもの不安を軽減するように対応。
②	保護者(子どもの家族等)への連絡	事故の発生について連絡し、現在分かっている事実を正確に説明。 ※状況を確認できている範囲内において説明。
③	関係者への連絡	県(健康福祉部障がい福祉事業部療育支援班)・市(障害福祉課、事故担当)へ連絡(第 1 報) ※遅くとも翌日までにする。
④	保育・療育の継続	事故発生現場の現状保存、事故に遭った子ども以外の保育の継続。※事故の対応と保育を実施する職員は可能な限り分けて配置
⑤	事故状況の記録	事故現場にいた職員は、事故当日できる限り早く、事故の状況を記録。 ※個別に記録し、事故の状況を時系列に記録。 (ボールペン使用)
⑥	保護者への対応	事故の発生状況について、的確に報告。(状況により、保護者説明会を開催) ※保護者の心情を踏まえ、その意向を丁寧に確認しながら、誠意を持って対応。 ※子どもの保護者、職員、その他の子どもへの心のケア(精神面のフォロー)が必要となる場合があることに留意する。
⑦	報道機関への対応	報道機関への説明が求められた場合、対応の窓口を一本化し、情報の混乱を防ぐ。 ※市の助言・指導を仰ぐ。また、個人情報の保護に留意する。 ※事実関係や事故の再発防止への取り組みを整理しておく。
⑧	市・県への事故報告	事故報告書様式に必要事項を記入し、県・市へ報告 ※原則事故発生当日(遅くとも翌日)に報告。
⑨	事実関係の整理	職員の記録や現場確認の結果を取りまとめて、事実関係を整理する。

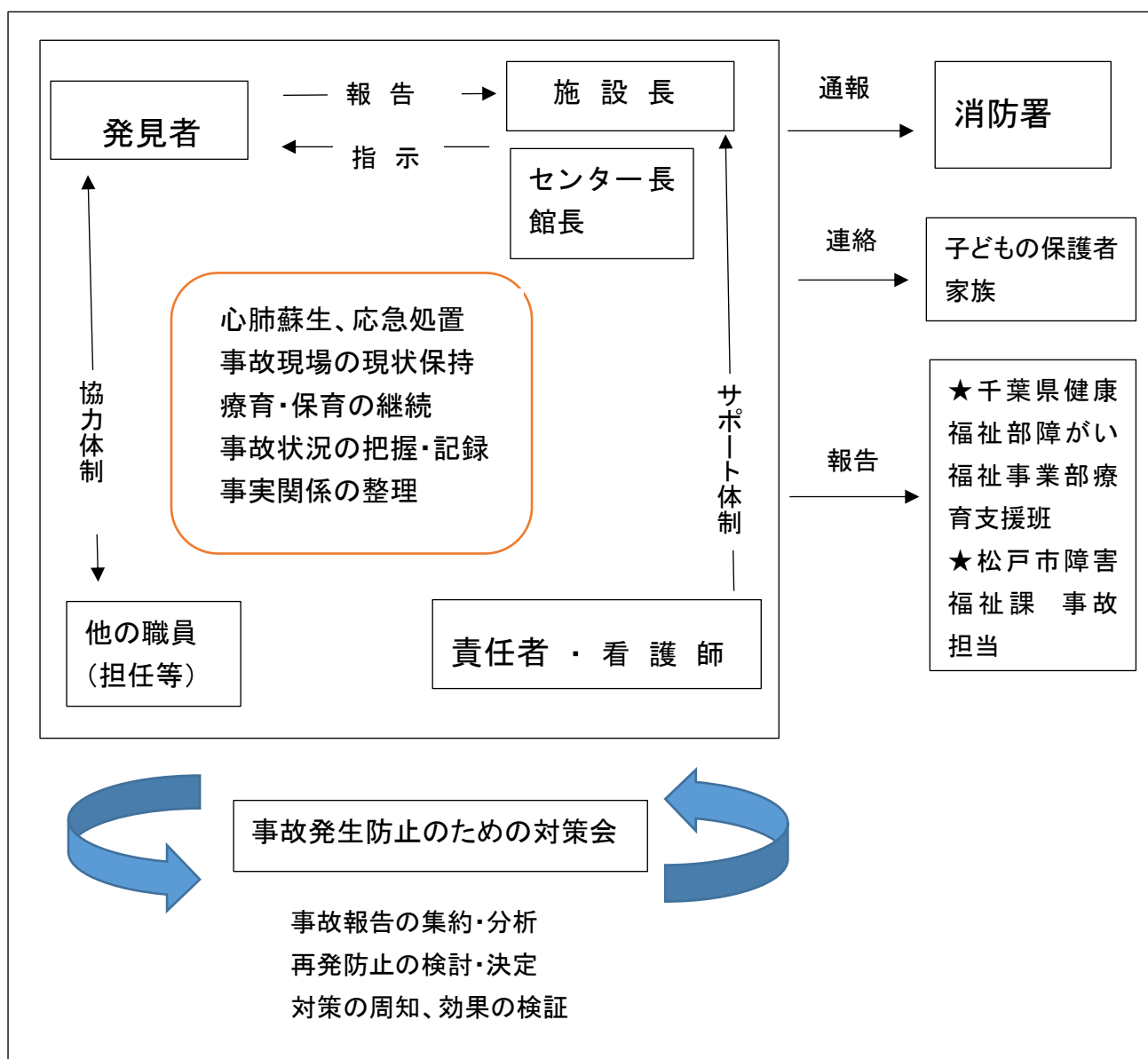
⑩	明らかな危険要因への対応	明らかに危険な要因については、検証結果を待たずに具体的な対策をとる。
⑪	事故後の検証	整理された事実関係を基に、事故の問題点・反省点の考察を行い、改善を行う。 ※事故発生防止のための対策会で検証し、再発防止策を示す。

3 事故報告の方法等

療育・保育の提供により、事故の発生した場合には、マニュアルなどの内容に基づき、医療機関と連携して受診の有無を判断し、子どもの家族等への連絡を速やかに行う。

また、重大事故発生時には、【重大事故発生時の報告系統等】に基づき、迅速に対応する。

【重大事故発生時の報告系統等】



4 発生した事故の検証

安全対策として、重大事故に至らない事案についても、日常的に発生する事故を通して検証し、職員間で振り返りを行うことにより、未然に事故を防ぐことができるように取り組む。

また、重大事故が発生した場合には、整理された事実関係を基に、子どもやその保護者の視点に立って発生原因を行うことにより、必要な再発防止策を検討する。

① 検証の目的

事故の検証は、職員の責任追及ではなく、療育・保育の質の向上につなげることを目的にして行う。

② 組織としての事故の検証

事故の検証は、決定事項を施設・事業所内に周知徹底できるよう、施設管理者をはじめとして責任者。看護師で「事故発生防止のための会」で行う。